

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条
例

○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（人事課）
一

条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十四日

宮城県知事 村井 嘉浩

○宮城県条例第三十七号

特別職の職員との給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条―第三条、第七条、第十二条関係）

旅費		給与額	給料	事	知	名
	同	一、三四〇、〇〇〇円	月額	給料	事	知
	同	一、〇四〇、〇〇〇円			副	

収用委員会			労働委員会						人事委員会		教育委員会の委員	公安委員会		選挙管理委員会			監査委員			公営企業管理者	教育者	
予備委員同	委員同	会長同	あつせん員同	特別調整委員同	労働者委員同	使用者委員同	公益委員同	会長同	委員同	委員長同		委員同	委員長同	補充員同	委員同	委員長同	議会の議員のうちから選任された者	識見を有する者のうちから選任された者				
																		非常勤報酬	常勤			
月額 一六、七〇〇円	月額 一八七、七〇〇円	月額 一〇五、七〇〇円	同	月額 一六、七〇〇円	月額 一〇三、七〇〇円	月額 一〇三、七〇〇円	月額 一八三、一〇〇円	月額 一二三、七〇〇円	月額 一〇三、七〇〇円	月額 一二三、七〇〇円	月額 一〇三、七〇〇円	月額 一〇三、七〇〇円	月額 一二三、七〇〇円	月額 一〇三、七〇〇円	月額 一二三、七〇〇円	月額 一六、七〇〇円	月額 一七二、七〇〇円	月額 二〇二、七〇〇円	同	同	同	同

内水面漁場管理委員会			海区漁業調整委員会				
専門委員長	委員長	会長	専門委員長	委員長	会長	仲裁委員長	あつせん委員長
同	同	同	同	同	同	同	同
月額 額	月額 額	月額 額	月額 額	月額 額	月額 額	同	同
一六、七〇〇円	一六、七〇〇円 一三、七〇〇円	一三、〇七〇円 一〇、七〇〇円	一六、七〇〇円	一六、七〇〇円 一三、七〇〇円	一三、〇七〇円 一〇、七〇〇円	一六、七〇〇円	一六、七〇〇円
同	同	同	同	同	六級		

(附屬機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第二條 附屬機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「六十四万円」を「六十五万円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「四万九千円」に改める。

別表中「一一、六〇〇円」を「一一、九〇〇円」に改める。

附
則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(經過措置)

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）別表第一の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現在に在職する新条例第二条に規定する知事等のうち、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「旧条例」という。）第五条第二項の規定により退職手当を支給されていない者に係る退職手当の額は、新条例第五条第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 この条例の施行の日の属する任期（以下「現任期」という。）前の任期（その満了日が平成三十年三月三十一日以前のものに限る。）の満了日の属する月における給料月額に当該任期に係る在職月数乗じて得た額に、知事にあつては百分の六十五、副知事にあつては百分の四十二、教

育長及び公営企業管理者にあつては百分の二十八、監査委員にあつては百分の十九を、それぞれ乗じて得た額

二 現任期前の任期（その満了日が平成三十年四月一日以後のものに限る。）の満了日の属する月における給料月額に当該任期に係る在職月数を乗じて得た額に、旧条例第五条第三項に規定する率を乗じて得た額

三 退職の日の属する月における給料月額に現任期以後の任期に係る在職月数を乗じて得た額に、
新条例第五条第三項に規定する率を乗じて得た額

(警察署協議会条例の一部改正)

4 警察署協議会条例（平成十三年宮城県条例第六号）の一部を次のように改正する

第六條第一項中「一万千六百円」を「一万千九百円」に改める。